

大阪府財政運営基本条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 正味収支の算定に係る「本来当該年度以外の年度に属すべき歳出として規則で定めるもの」の項目から、減債基金への積立金を削除します。
- 2 この規則は、令和6年4月1日から施行します。